

# 男性労働者の育児休業取得率の公表について

(2025年4月1日～2026年3月31日)

標記の件について、育児・介護休業法の改正に伴い、令和7年4月から、従業員が300人を超える企業は、男性職員の育児休業等の取得状況を年1回公表する事が義務付けられました。

この法改正に伴い、社会福祉法人 貴静会では育児休業等の取得割合について、以下の内容で公表します。

<p>育児休業等を取得した男性労働者の数 <b>1名</b></p> <hr/> <p>配偶者が出産した男性労働者の数 <b>1名</b></p>	<p><b>100%</b></p>
---	--------------------



社会福祉法人 貴静会